

議題（3）いじめ防止に向けての取り組みについて

— いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）における「いじめ」の定義 —

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（1）茂原市いじめ防止対応マニュアルの策定（平成26年3月）

（2）「学校いじめ防止基本方針」の制定

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、各学校で「学校いじめ防止基本方針」を定めることが義務付けられ、平成26年3月までに制定している。

各学校では、毎年評価を実施し、内容の見直しや修正を実施している。

（3）問題行動対策連絡協議会の開催（主催：学校教育課）

ア）年間3回開催（5月、8月、2月）

イ）小中学校生徒指導主事・主任、茂原市青少年指導センター職員、保護司、フレンドルーム指導員、東上総教育事務所生徒指導担当指導主事、訪問相談担当教員等が参加

ウ）中学校区ごとの情報共有と対応策の検討を行っている。

（4）いじめ問題対策連絡協議会等設置検討委員会の設置

ア）いじめ問題対策連絡協議会の設置に関する事。

イ）重大事態発生時の調査組織（第三者委員会）の設置に関する事。

（5）学校でのいじめの未然防止及び早期発見に向けての取り組み

① 教育相談

ア）担任による定期教育相談

イ）本人の希望する教員による定期教育相談

ウ）スクールカウンセラーの配置（中学校全7校、小学校3校）

（※平成30年度は、小学校で1校増加し、4校に配置）

エ）スクールソーシャルワーカーの配置（中学校1校）

オ）心の教育相談員（小学校4校）

② 教育相談箱の活用

ア）相談箱を設置して、児童生徒の悩み等を聞く体制を整備している。

（※市内小中学校21校すべてに設置）

③ いじめ等に対するアンケート調査（平成29年度の取り組み）

ア) 「教育相談」の前に実態把握として実施される場合が多い。

イ) 設問は「いじめに対する実態調査」の場合と「悩んでいること」の場合

※年間複数回の実施（平成27年度以降は、年間1回の学校はない。）

アンケート調査の実施		小学校		中学校	
		H28	H29	H28	H29
実施頻度	年1回				
	年2～3回	13校	11校	5校	4校
	年4回以上	1校	3校	2校	3校
調査方法 (複数回答)	記名式	12校	10校	7校	7校
	無記名式		2校	1校	
	選択式	3校	4校	1校	
回答方法 (複数回答)	選択式（学校で記入）	9校	10校	4校	4校
	選択式（持ち帰って記入）	2校	5校		
	記述式（学校で記入）	9校	8校	5校	2校
	記述式（持ち帰って記入）	2校	3校		1校
教育相談の実施		14校	14校	7校	7校

④ 道徳・学級活動・豊かな人間関係づくりプログラム等による直接的指導、撲滅啓発

ア) 授業での指導

イ) 「いじめゼロ宣言」掲示

（平成19年1月 千葉県いじめゼロこどもサミット）

⑤ 児童会・生徒会を中心としたいじめ撲滅キャンペーン

ア) 学級での話し合い

イ) スローガン・ポスター等の掲示

⑥ 青少年育成茂原市民会議での啓発活動

ア) 標語の募集等での啓発活動

⑦ 各相談機関からの電話相談受付等の広報

ア) 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

イ) 子どもと親のサポートセンター（24時間） 0120-415-446

ウ) 子どもの人権110番 0120-007-110

エ) ヤングテレホン（県警少年相談窓口） 0120-783-497

⑧ 学校評価からの実態把握

ア) 保護者および児童生徒に対するアンケートから実態把握をして指導をする。

⑨ 警察との連携

ア) 犯罪行為として取り扱われるべき内容については、警察への相談・通報及び連携を行う。